

令和5年度 第2回岩手県地域福祉推進協議会 会議録

【日時】

令和5年11月21日（火）13:25～15:10

【会場】

トーサイクラシックホール岩手 第2会議室

【出席委員】

20人中16人出席（代理出席1人） 4人欠席

佐藤 哲郎	公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部 教授
佐藤 和幸	一関市保健福祉部長寿社会課 課長
坂川 真美	二戸市健康福祉部健康福祉企画課健康福祉支援センター 所長
金澤 浩美	岩手町健康福祉課 福祉支援係長
斉藤 穰	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 参事兼地域福祉企画部長
熊谷 良治	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課長
高橋 富士雄	社会福祉法人山田町社会福祉協議会 事務局長
及川 里和子	一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士
大信田 康統	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 副会長
千田 志保	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 理事
金野 貴博	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
（代理出席	一般社団法人岩手県PTA連合会 事務局長 西郷 晃）
館澤 敏子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 理事
中村 恭香	特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21 事務局長
小枝指 好夫	盛岡市町内会連合会 会長
大吹 哲也	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 常務理事・事務局長
山屋 理恵	認定特定非営利活動法人インクルいわて 理事長

【県出席者】

野原 勝	企画理事兼保健福祉部長
前田 敬之	保健福祉部地域福祉課 総括課長
才川 拓美	保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長
米澤 克徳	保健福祉部地域福祉課 特命課長（地域共生社会推進）
千葉 楓	保健福祉部地域福祉課 主事
下川 知佳	保健福祉部長寿社会課 総括課長
日向 秀樹	保健福祉部障がい保健福祉課 総括課長
高橋 久代	保健福祉部子ども子育て支援室 室長

【傍聴者】

一般 なし、報道 1人

【会議次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ

### 3 議事

- (1) 第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について
- (2) その他

### 4 その他

### 5 閉会

## 【会議記録】

### 1 開会

#### ○地域福祉課総括課長

定刻より若干早い時間でしたが、本日御出席の方が、皆様お揃いのようなので、ただいまから会議を始めたいと思います。御了承いただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和5年度第2回岩手県地域福祉推進協議会を開催いたします。開会にあたりまして、岩手県企画理事兼保健福祉部長の野原より御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○企画理事兼保健福祉部長

本日は御多忙の中、本年第2回目となります、岩手県地域福祉推進協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃より、それぞれの立場で、岩手県の地域福祉の推進に御尽力、御支援いただいておりますことに関しまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、8月に開催させていただきました、前回第1回の協議会におきましては、現在の第3期計画の評価、また、構成員皆様が日頃の活動の中から感じておられる様々な課題などの御意見を踏まえまして、第4期計画の骨子案について、事務局から説明をさせていただき、御意見をいただいたところでございます。

本日は、前回協議会での御意見を踏まえまして、事務局と庁内関係課で取りまとめました第4期計画素案について、事務局から御報告させていただきまして、御議論、御協議をいただいきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

今後につきましては、この案について、本日の協議会の構成員の皆さんからの御意見を踏まえて、必要な修正、調整を図った上で、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様方から御意見を伺った上で、今年度末となります3月に次期計画という形でまとめて行きたいと考えてございますので、是非、引き続き、構成員の皆様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### (構成員の出席確認)

#### ○地域福祉課総括課長

それでは、こちらから、事務局から構成員出席状況の報告をさせていただきます。

構成員の皆様の出席状況についてでございますが、特別構成員の大橋謙策様、岩手県民生委員児童委員協議会の米田ハツエ様、岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会の吉田均様、岩手県老人クラブ連合会の工藤ミナ様は、所用により欠席との御連絡をいただいております。

また、岩手県PTA連合会副会長の金野貴博様の代理として、同会事務局長の西郷晃様に御出席をいただいております。他は、お手元にお配りしております出席者名簿をもって、御紹介に代えたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは皆様、よろしくお願ひいたします。

### 3 議事

#### ○地域福祉課総括課長

それでは議事に入らせていただきます。

本協議会の設置要綱第4条第2項の規定により、以降の議事の進行は佐藤会長にお願いいたします。

佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

#### ○佐藤会長

失礼いたします。佐藤でございます。

どうも、今日皆さん駐車場大丈夫でした。なんか、もう僕が到着した時には駐車場かなり台数少なくなっていて、管理される方に気をつけて停めてくださいって言われて、あやうく駐車場も停められないような状況になりつつあったんですけど、幸い停められました。

この地域福祉支援計画につきましては、これまで議論を重ねたりですね、してきたわけですけども、一つですね、今日もおそらくこの素案の説明の中にも出てこようかと思えますけども、多様な主体によって協働していくっていうことが、一つ、地域福祉っていうところの文脈になります。その上でなるんですが、もう皆さんも御承知の通りですけども、この地域福祉の支援計画、岩手県の支援計画というのは、当該市町村、行政、市町村の支援をする計画ということになります。ややもするとですね、何ですかね、政策立案者が勝手に、勝手ににというのはちょっと申し上げるのはちょっともしかしたら言葉が強すぎるかもしれませんが、そのこともできるはずなんですが、岩手県の地域福祉支援計画については、この構成員の皆様と議論を交わしながら、また事務局はそれに基づいて、計画の素案を作っているということで、是非、今日につきましても、議論をする時間を設けたいと思いますので、より実りのある支援計画に、皆さんと一緒に作っていければというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

はい。挨拶は以上にします。

#### (1) 第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について

#### ○佐藤会長

時間も限られておりますので、早速、進めさせていただきますが、レジュメのですね、議事の(1)ということで、第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について、事務局から御説明をお願いいたします。

#### ○地域福祉課特命課長

はい。事務局を担当いたします。岩手県保健福祉部地域福祉課の米澤と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、事前にお配りしてございますが、資料ですが、資料1から5までございます。計画骨子の修正の資料、素案の概要、パワーポイントの資料、素案本文、資料4が第3期計画からの変更点をまとめたもの、最後が資料5といたしまして、第1回協議会で皆様からいただいた意見についての反映状況についてまとめた資料をお配りしてございます。

また、本日、皆様の机の上に、次第と名簿、本協議会の要綱をお配りしていたかと思しますので、そちらを随時、御覧いただきながらと思います。

では、以降、座って説明をさせていただきます。

まずは資料の順番で、今回は議論の時間いっぱい取りたいと考えておりましたので、一括

して、ちょっと長くなりますが説明を申し上げます。

まず資料1、第4期岩手県地域福祉支援計画骨子の修正についてということで、A3判縦両面になります。

前回協議会において、骨子案をお示しいたしまして、それに対して御意見をいただいたところでございますが、関係部局等との調整を踏まえて変更したものについて、新旧対象ということで、右側の欄になりますが、修正のものを掲載してございます。次期計画の策定にあたりましては、国のガイドラインに基づきまして、重層的支援体制整備事業に関する項目が新規に追加となったという変更がございましたが、それ以外にも、新型コロナウイルス感染症の流行であるとか、その後の原油価格・物価高騰などの影響、また各種法制度の改正対応が必要となってございますし、県民のアンケート、あと第1回協議会の皆様の御意見、また、この間他県で先行して改定等が進んでいる他県の地域福祉支援計画等を参考としながら項目を整理させていただいたところでございます。

全体の柱としては、ひとづくり、しくみづくり、まちづくりの三本柱をそのまま引き継ぎまして、東日本大震災津波の被災者支援、及び、今後の災害対応に関する項目、市町村支援に関する項目で構成してございます。

このうち、しくみづくりの部分につきましては、地域における包括的支援体制の構築、権利擁護、福祉情報といった、あらゆる分野に関わる総論的な内容を、2の「福祉サービス提供の基盤づくり」として整理をいたしまして、3の「福祉サービス提供の仕組みづくり」につきましては、各論的に各分野の重点施策をまとめるという構成にしております。

以降ちょっと順番に見て参ります。

ローマ数字Ⅰ、「計画策定の基本的考え方」については、特に変更はございません。

次に、Ⅱの「地域福祉を取り巻く状況」の1「計画策定の背景」についてですが、生活面、制度面の変遷、あとは、直近の制度改正という構成でまとめ直しをしたところでございます。次に、2の「データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況」につきましては、掲載データに応じた項目名を整理させていただいたとともに、前回協議会において、生活困窮に関する項目を加えてはどうかという御意見もいただきましたので、そのあたりは追加させていただいております。

次にローマ数字Ⅲ、「計画の基本的考え方」については、こちらも前回協議会での御意見を踏まえまして、4としまして、「多様な主体に期待される役割」ということで、新たな項目を追加しております。

次に計画本文にあたります、Ⅳ「施策の基本方向」ですね。そこにつきましては、1「福祉を支える人づくり」の部分については特に変更はございません。2「福祉サービス提供の基盤づくり」についてですが、骨子案では、「多職種多機関連携」と「フォーマルとインフォーマルの融合」ということで項目を設定しておりましたが、これらはいずれもですね、そもそも包括的支援体制に包含される内容であるということですので、計画の各項目にその趣旨が記載されているということから、項目として別立てはしないことといたしまして、第3期計画まで記載しておりました「見守り体制の充実・強化」を改めて記載することといたしました。

資料1裏面の方に参加しまして、権利擁護のところがありますが、上から2番目、(ア)「児童虐待の防止」についてですが、施設等で行われる被措置児童虐待については、基本的には児童虐待防止対策に含まれるものであるということと、あと、いじめの防止について頭出しをしたところですが、こども家庭庁において、福祉部局での対応の方向性を示したものではありませんが、まだモデル事業が示されたばかりということで、まだ具体的な動きがないということをお察しいたしまして、ここについては、「児童虐待の防止」一本で絞って整理をさせ

ていただいております。

その他、これ以降の項目につきましては、本文記載内容等を踏まえて、文言等を整理したというところがございます。

以上が骨子案からの修正点ということで、この骨子に基づきまして、素案の作成作業を進めさせていただきました。

次に、素案本文について御説明を申し上げます。資料2と3になります。本日は資料2の概要によりまして、全体について御説明いたしますが、適宜、資料3のページ数をお伝えしますので、御参照いただきながら、お聞きいただければと思います。

また、第3期計画から変わる部分につきましては、主な部分にはなりますけれども、概要の横組みの資料では、下線、点線で示しております。また、素案本文の方では、点線箱囲みで示しておりましたので、それぞれ御覧いただければと思います。

では順番に御説明申し上げます。概要の方、1枚目。1「計画の性質」についてですが、素案ですと2ページになります。2ページに「計画の位置付け」がございますが、そちらをまとめた部分になります。

本計画は、先ほど佐藤会長からも御紹介いただいた部分との重複もございましたが、社会福祉法に基づいて策定いたします。努力義務とされているというところがございますが、県の地域福祉施策に関する方向性を示すとともに、市町村における地域福祉の推進を支援するというのを目的としたものでございます。

また、本計画は、県の総合計画である「いわて県民計画2019～2028」のもと、「いわていきいきプラン」、「岩手県障がい者プラン」、「いわて子どもプラン」などの保健・医療・福祉に関連する計画との調和を図るとともに、岩手県社会福祉協議会が作成されております「活動計画」との連携を図っていくものでございます。

それに加えまして、今回、第4期計画には、点線で囲っていますが、地域共生社会の実現に向け、生活に関わる他の分野、福祉以外の分野との連携も含めて、進めていくということについて記載してございます。

計画期間は来年度、令和6年度から令和10年度までの5ヵ年となります。

概要資料につきましては、裏面②の方に移ります。3「第4期計画策定にあたってのポイント」についてでございます。素案本文ですと、4ページから20ページまでが、当該部分になります。こちらは素案本文、ローマ数字Ⅱの「地域福祉を取り巻く状況」についてまとめた部分になります。ちょっと内容もちょっと記載が薄いので、ここはちょっと素案の方を御覧になっていただきまして、4ページ。1「計画策定の背景」といたしまして、(1)「生活を取り巻く情勢の変化」、その下(2)「地域福祉施策の変遷」、しばらく続きまして6ページになりますが、(3)といたしまして、最近の直近の改正状況ということで、(3)の「地域共生社会の実現に向けた制度改正の状況」ということでまとめてございます。こちらはこれまでの経過についてまとめたものになります。

素案、ページめくっていただきまして、グラフが続いて参ります。ここからは、統計等についてまとめたものになります。2の「データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況」ということで、これまで同様に、人口の推移などについて記載してございますが、今回は家族構造の変化等もございますので、世帯数であるとか、世帯構成別の人数についても掲載してございます。また、素案13ページの方に移っていただきまして、先ほども御紹介いたしました、

新たに追加した部分ということで、「生活困窮の状況」について、めくっていただきまして、次 14 ページには、担い手ということで、「従事者の状況」、特に専門職の登録者数がどうなってるかということでグラフをまとめてございます。さらにページ進めていただきまして、17 ページでは、「ひとにやさしいまちづくりの状況」ということで、こういった項目、第 4 期計画の中で新規に追加して、お示ししたものでございます。お時間ある時に改めてご確認いただければと思います。

それでは概要の方に戻りまして、③。素案ですと、21 ページ。失礼しました、素案ですと 20 ページですね。第 1 回協議会において御報告いたしました、地域福祉に関する県民意識調査の結果を受け、概要部分について、地域福祉のイメージについて、近所づきあいの状況について、と行政が取り組むべき課題について、ピックアップして掲載してございます。素案ですと 20 ページにグラフということで表示をしております。

次に概要の方をおめくりいただきまして、④。素案ですと 21 ページからになります。素案、ローマ数字Ⅲ「計画の基本的考え方」、の部分になります。

まず、「基本理念」についてですが、第 4 期計画におきましては、「互いに認め合い、ともに支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現」を目指していくこととしたいと考えてございます。第 3 期計画においては、この最後の部分、「地域社会の実現」となっていたところでございますが、次期計画においては一步進めまして、「地域共生社会の実現」と改めたいと考えております。

次に概要下の方、「基本方針」、あとは「基本施策」についてでございます。こちらは素案の方、計画概要の項目ごとに説明した部分になります。全体の項目の部分で、もう一度素案の方を御覧いただきたいんですが、26 ページになります。先ほども御紹介いたしました、新たに追加した部分ということで、「多様な主体に期待される役割」ということで、項目を追加いたしました。(1)「地域住民に期待される役割」、(2)「社会福祉関係団体に期待される役割」、(3)「社会福祉協議会に期待される役割」、ページ移りまして最後に(4)といたしまして、「行政の役割」、ということで新たに整理したものでございます。こういった形で多様な主体ということを明示したということと、様々な地域福祉に関する施策の概念が広がってきたということがございまして、素案ですと 31 ページになりますが、「地域福祉推進の体系図」につきましては、第 3 期計画から見直しをさせていただいております。

ここまでの計画のですね、概論といいますか、そういった部分になります。

以降、計画本文について御説明を進めて参ります。

概要ですと、⑤に移ります。6「施策の基本方向」といたしまして、第 4 期計画におきましては、6つの基本施策を柱といたしまして、施策の基本方向が 14 項目と、第 3 期計画の 16 項目からは 2 つ減りました。また、具体的施策の部分、より細かい項目については、51 項目となりまして、第 3 期計画からは 10 項目増えるということになってございます。

それではまず、基本施策ごとに一つ一つ御説明を進めさせていただきます。

概要の方、⑥の方に移ります。基本施策 1「福祉を支える人づくり」についてです。素案ですと 32 ページからになります。

こちらにつきましては、基本的には第 3 期計画までの項目、内容を引き継ぐものでございますが、(1)の「地域福祉を担う人材育成」につきましては、単に担い手を確保、養成していくというだけではなくて、やはり量・質ともに、今後さらに充実、拡充が必要になってくるということがございますので、研修だけではなくて、5 といたしまして「支援者支援」

といたしまして、例えばスーパービジョンであるとか、コンサルテーションなどの支援者に対する専門的な支援を織り込んでいく必要があるだろうということで追加をしております。

次に(2)の「地域福祉の意識の醸成」については、福祉についての啓発、意識啓発の部分になりますが、従前、福祉教育、どちらかという子ども向けの取り組みが中心のところでしたが、子どもだけでなく、大人も含めたすべての住民の方を対象とした意識啓発というものを意識しまして、項目名を若干変更させていただいたところがございます。

基本施策、次に移りまして、概要⑦。基本施策2「福祉サービス提供の基盤づくり」についてです。素案につきましては、39ページからとなります。

この部分では、第3期計画までで記載してございました地域トータルケアシステムに関する内容を引き継ぎまして、地域生活を支えるための包括的支援体制の構築や、福祉サービス全般に共通する内容についてまとめた部分になります。とりわけ、今回はですね、権利擁護を一つの軸として整理したところがございます。素案ですと44ページから記載しております。箱囲みしております。権利擁護の推進、まずは権利に基づいたアプローチということで、これまでの課題解決を目指したニーズに基づいた支援というものに加えまして、その人らしいよりよい生活を支援していくというウエルビーイングの考え方を盛り込むとともに、下線を引いておりませんでした。それ以降ですね、子どもの権利であるとか、合理的配慮の推進につきましてもこちらに載せています。これらも子ども分野や障がい分野に限定されるものではなく、すべての分野に共通する考え方ということになりますので、この項目に位置付けたものです。

また、このうち、成年後見制度に関する部分については、第2期成年後見制度利用促進基本計画の担い手育成方針と位置付けまして、内容の見直しを行っております。

また、虐待、DV、差別については、これも権利の軸で考えると、権利侵害ってということになりますので、その権利侵害への対応ということでまとめるとともに、苦情解決や、福祉サービス情報に関する項目についても、やはり総合的な内容ということになりますので、基盤づくりの中に位置付けたところがございます。

概要、次に移っていただきまして、⑧。福祉サービスの各論部分になります。基本施策3「福祉サービス提供の仕組みづくり」についてです。素案ですと54ページからになります。

この部分では、地域福祉の概念の広がりに対応いたしまして、地域における様々な福祉的な課題について、できるだけ具体的に明示したいということで、項目を増やしたところがございます。

福祉サービスにつきましては、個別分野の柱であります、高齢者分野、障がい分野、子ども家庭分野については、それぞれの分野別計画において具体的施策が示されておりますので、今後、本計画、本地域福祉支援計画においては、その概要であるとか、地域福祉に関連するものを中心にまとめてございます。

なお、いわていきいきプラン、介護、高齢者の計画と県障がい者プランにつきましては、今年度、次期計画の策定が進められておりました。また、子ども家庭分野におきましても、児童福祉法の改正に伴いまして、令和6年度から新たな制度が施行されるということがございますので、そちらの動向とあわせまして、最終案に向けて引き続き調整を進めさせていただきます。

それ以外の部分で第4期計画に新たに盛り込むものとしたしましては、居住支援、就労支援、移動支援といいました、日常生活に着目した項目を追加してございます。このあたりは国のガイドラインにも記載されている項目になります。また、「困難を抱える女性に対する支援」につきましては、新たに計画を策定中ということでございます。本素案におきましては、

項目のみ表記させていただきまして、最終案までにお示しできるよう、引き続き調整を進めさせていただきます。次の項目だと、「がん・難病を有する方への支援」。ということですが、こちらは医療的な意味合いが強い部分もありますけれども、実際には療養であるとか、ターミナルケアなど生活への支援、であるとか、様々な相談支援や医療費助成などのですね、福祉的な取り組みも進められている分野でもございます。地域福祉との繋がりというところで今回項目を追加したところでございます。

同様に、「依存症対策」、アルコール、ギャンブル、薬物等の対策につきましても、地域福祉における様々な課題との繋がりが大きいところから、項目を追加したところでございます。次に、「地域定着再犯防止の推進」については、刑務所等出所者の方の地域定着への支援であるとか再犯防止、或いは非行防止に関する活動によりまして、犯罪や非行のない明るい社会づくりを進めるということでございますし、その次の「多様性多文化共生」につきましても、性的マイノリティの方々への支援であるとか、外国籍の方々への支援など、地域における多様性やソーシャルインクルージョンに関わるものですので、地域福祉との関わりが大きいものとして、今回項目を追加したところでございます。

また本項目では(2)といたしまして、「家族等への支援」ということを新たに盛り込みました。ケアラー、ヤングケアラー、ダブルケア、介護離職の防止などについて、担い手としての家族というところもありますが、地域の中で支援が必要な重要な存在というところで、項目を別立てしたものでございます。

ここまですが福祉サービスに関する内容になります。

次、概要、⑨。基本施策4「福祉でまちづくり」。素案ですと70ページからになります。項目自体の大きな変更はございませんが、第3期計画内容をですね、踏襲しながらも、重層的支援体制整備事業、その中でもとりわけ参加支援であるとか、地域づくりの事業が関連して参りますけれども、これらの事業の活用など、地域における包括的な支援の方向性について整理をしたところでございます。

また、第3期計画の中で農福連携ということ盛り込んでおりましたが、この領域の取り組みをさらに充実させていくというふうな観点から、水福連携、農業だけではなくて、水産業関係もですね、本県では重要な部分になりますので、追加したところでございます。

次に概要⑩に移ります。基本施策5「被災経験を生かした支援体制づくり」というところで、こちらは素案ですと、79ページからになります。

東日本大震災津波で被災された方々への支援につきましても、これまでも計画の中で盛り込んできたところでございますが、高齢化であるとか孤立化など、時間が進めば進むほどまた新たな課題が見えてくるなどですね、今後も中長期的には、中長期的な視点で支援を継続していく必要があるとともに、地域福祉全般といたしましては、やはり包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業の活用などですね、そういったところも当然、念頭に入ってくることとなります。これまで行われてきました被災者支援を、長期的なあるいは通常期の支援に転換させていくというふうなところもありますので、そういった方向性について今回お示したところでございます。

また、昨今ですね、台風10号災害などの自然災害が繰り返し発生している状況から、震災であるとか、本県で起きたこれまでの災害への支援の経験を踏まえまして、今後の災害等への備えということで、個別避難計画の作成であるとか、ボランティアの確保育成や受け入れ体制、あとは災害ケースマネジメントを踏まえた支援のあり方について、平常時から体制を整えていく方向性について整理をしたところでございます。



そして概要は⑩、計画だと最後の部分になりますが、素案ですと 85 ページからになりますが、基本施策6「市町村の体制づくり」としまして、市町村への支援の考え方についてまとめてございます。

第3期計画までは、計画本文の最初の項目に位置付けていた部分でございますが、本県におきましては、すべての市町村で地域福祉計画が策定されましたので、従来の計画策定を支援するというスタンスから、実際には今後具体的に運用していくというところに向けた支援へと、こちらの対応についてはシフトさせていくというところでございます。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施促進、実施市町村を増やしていくであるとか、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援を、県として後方支援を進めていくと、いうものになります。

また、第1回協議会の後にですね、市町村の福祉行政の体制や、担当者が抱える課題について、市町村の担当者向けにアンケート調査を実施いたしました。その中では、全般的な人員不足、1人で複数の分野を業務し兼務している状況があったり、あとは専門職の有資格者がいないとか、初めて福祉分野に配属されたので専門的なことがわからないといったような意見・回答が見られました。これらを踏まえた支援といたしまして、人員体制の拡充につきましては、会議等を通じまして、市町村に対する働きかけを継続して行っていくというところでございますが、研修会の開催、アドバイザー派遣だけではなく、県には児童相談所であるとか、精神保健福祉センターといった専門相談機関がございますので、各機関における地域への技術的支援など、そういったところも総合的に含めながら、市町村支援の方向性について示したものでございます。

ここまですが計画の本体となりますが、ちょっと行ったり来たりで申し訳ございませんが、素案 88 ページ、最後のページでございます。ローマ数字のV「計画推進の評価検証」ということで、いわゆるの指標と呼ばれる部分になります。

こちらについては、毎年度実施しております本協議会において、各施策の進捗状況の評価するための指標として設定するものでございますが、特にですね、各分野別の計画には盛り込まれていない、本計画独自の部分を中心といたしまして、第3期計画から継続したいと考えているものが8項目。次期計画において新たに盛り込む、あるいは変更したいものが、成年後見に関するもの、地域定着支援に関するもの。人にやさしいまちづくりに関するもの、そして重層的支援体制整備事業に関する4項目について、第4期計画に改めて、追加したいと考えてございます。

このような形で素案についてまとめさせていただいたところでございます。

では、次にですね、残りの資料について御説明申し上げます。資料4、こちらはA3判縦組みになってございます。これも両面でございます。第4期岩手県地域福祉支援計画素案第3期計画からの変更点ということで、こちらは先ほど御説明させていただいた内容も含めまして、右の欄のところですね。考え方ということで簡単に整理してございますので、こちらの方は、後程ご確認いただければと思います。

次に資料5。こちらはA4版両面1枚ものになりますが、第1回協議会で皆様からいただいた御意見等について、骨子の中でどの部分に、触れているかというところをまとめたものになります。資料右側の欄に記号番号等を記載してございますが、こちらの素案の項番と一致してる部分になります。基本的にはもともと第3期計画の中にかかれていたものと一致していた部分もありますし、今回追加したのももでございますが、委員の皆様のお意見、一部の部分もでございますが、基本的には何らかの形で、素案の方には反映させていただいたという

ところでございます。

なお、素案とは別にですね、重層的支援体制整備事業に関する御意見もいただいておりますが、こちらにつきましては、今年度、現に実施しております、後方支援事業であるとか、来年度実施します研修会等への反映について、引き続き検討して参りたいと考えてございます。

また、資料裏面の方になりますが、一番上、ナンバー13 というところでございます。こちらにつきましては、SDGsを踏まえた記載方法といいますか、表現の仕方を取り入れたらいいのではないかということでの御提案をいただいた部分がございまして。本計画がですね、理念的な内容を中心としたもので、その具体的な行動計画的な要素が少ないことから、このちょっと、作業時間の中で反映させることがちょっと難しいというところがございます。今後も引き続きですね、他部局が策定している計画も含めて、どのような表現をされているかというあたりを参考とさせていただきたいと思っておりますし、来年度になりますが、この計画の概要版であるとか、普及に向けた資料を別途作成する予定でございましたので、そういった中で、SDGsも含めたわかりやすい表現について検討して参りたいと考えております。

以上が素案を含めまして、お配りしております資料の説明となります。質疑、様々な御意見等をお寄せいただければと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

えっとですね、ひとまず今説明の中につきまして、何か質問したい確認したいということがあれば、ちょっと全体を一旦確認をした後、ちょっとふたグループに分かれて意見をちょっと出してもらおうかなとは思ってるんですけど、何か御質問、説明に対する質問、あるいは資料に対する御質問等ありましたらお時間取りますがいかがでしょうか。

よろしいですかね。はい。また適宜質問等が出てくるかもしれませんので、その時はまた書き留めていただいて、時間を取りたいと思っております。

ではですね、今大体14時7分ぐらいなんですけども、閉会が大体15時ぐらいを考えておりますので、これからですね、大変申し訳ないんですけど、ちょっとどういうふうにグループ分けしとかいろいろ考えていたら、思考が何か変なことになりかけて、えい、もう2グループでいいやというふうに、ちょっとえいやあでやってしまったんで恐縮なんですけど、2グループに分かれて、資料に関する、内容に関する意見とかをディスカッションしてもらいたいと思うんですけど、ちょうどこれ、有線マイクじゃなくてよかったですね。恐れ入りますが、議論する時間をちょっと設けたいので、この2つのテーブルをこちらに移動してもらってもよろしいですか。で、反対に、この2つのテーブルを、これをこちらへ移動していただいて、その2グループで、内容についての意見交換の場にしたいと思っております。

#### 【Aグループ】

佐藤（和）構成員、坂川構成員、金澤構成員、斉藤構成員、熊谷構成員、高橋構成員、及川構成員、大信田構成員、

#### 【Bグループ】

千田構成員、中村構成員、金野構成員（代理：西郷事務局長）、館澤構成員、中村構成員、小枝指構成員、大吹構成員、山屋構成員

よろしいでしょうかね。概ね、ちょっと途中で進捗状況を見て、私の方で、終了みたいな合図をかけさせていただきますが、概ね30分程度ですね。概ね30分程度時間を使わせてい

ただいて、2グループで御意見を出し合っていたいただきたいと思います。その上で、残り10分ぐらいを使って、出てきた意見っていうのを報告いただければと思います。従いまして各グループともですね、どなたかが進行いただくということと、どなたかが出てきた意見を簡潔にまとめていただく方が必要になりますので、大変恐縮ですが、どなたか役割を担っていただいて、進行並びに、ちょっと記録を取ってもらえればと思います。

よろしいでしょうかね。あるいは事務局がもし何かありましたらば、入っていただいてっていうことも全然大丈夫ですので、お願いいたします。

何か質問ありますか、はいどうぞ。

○中村構成員

グループでやったものは共有するのですか。

○佐藤会長

はい。全体的に共有したいと思います。

○中村構成員

どなたかが発表する。

○佐藤会長

そうですね発表いただくと助かります。

それでは適宜始めてください。ちょっと私も参加しますので。

(14:10~14:45 各グループで話し合い)

○佐藤会長

あと3分ぐらいで閉じたいと思います。各グループでまとめを必要であれば、まとめの作業に入ってもらっても大丈夫です。残り3分ぐらいです。

(14:45~14:48 グループでの話し合い)

○佐藤会長

大体時間になりましたので一旦、ここで一旦閉じたいと思いますんで、まだちょっと議論の途中のところはあると思いますが、一旦ここで閉じさせてもらいます。

では、各グループで出された意見、あるいは何か質問とかもおありかもしれませんが、話し合われた内容について共有をしたいと思いますが、よろしいですか。

○熊谷構成員 (Aグループ)

はい。何グループがわからないんですけど、こっちから発表します。

私たちのグループではですね、一通り皆さんからの意見をいただきました。まず、支援者支援というところで、社会福祉士会の方ではですね、その辺の支援者に対する支援というところはお手伝いできる部分があるんじゃないかということで、提案がありました。

それから再犯防止の中で、計画はあるんですけども、例えば犯罪を犯した方を管理とかで

すね、監視という視点で、あまり、何でしょうねそういった視点ではなくて、生活のしづらさを抱えた方への支援ということで、そういう形で地域の方々も関係機関にですね周知できればいいのかなというふうな意見が出ました。

それから、自殺対策の方から意見をいただいたものが、中にです、子どもの自殺対策ですとか、女性の自殺対策という文言をもう少し含めていただいた方が、より良いのではないかという意見が出ました。

それから市町村の体制に関わる部分ですが、総合相談という言葉が出ておりますが、ワンストップという体制への意味だと思えば、それはイコール重層事業というところに繋がっていくんだらうなという中で、市町村の規模によっては、そういった体制が作るのなかなか難しいところもあるので、そういった取り組みに繋がるような、同じような取り組みになるようなアドバイスをしていただくような仕組みがあればいいなというふうな意見が出されました。

それから、日常生活自立支援事業に関してですが、利用者の増により対応がなかなか難しい状況っていうのは、数年続いております。その中で、またさらにこの事業をです、周知していくという内容が盛り込まれておりますが、それによって利用者増に繋がっていくといったときに、このままの今の人員体制で、この事業を進めていくのには非常に困難あるのではないかという御意見、それからCSW養成研修、県社協が委託しておりますが、それぞれの分野でどう活躍していくのかというところを、アドバイスしていくような仕組みも必要ではないか。それから、生活支援サービスというところでは、居場所であったり、拠点づくりというところを強化していくという内容ですが、具体的にどんな内容で、居場所だったり拠点を作っていくのかというところを示していただくと助かるんじゃないかという内容でした。

それから重層機能の中では参加支援、地域づくり、と事業名称がありますが、重層事業そのものも取り組むのもなかなか手を挙げる自治体が少ないように思いますが、アドバイザーがそこにです、参加支援とか地域づくり、どんなことをすればいいのかっていうところの、アドバイザー派遣というのあればいいんじゃないかという御意見がありました。

それからこれは、地域によっていろいろ違いはありますが、ただどこでも高齢化、人口減少というところは同じだと思いますが、民生委員や、その他、地域の組織、なかなか後継者がいなかったり、いろんな会議を開いてもメンバーが同じという形になっておりますので、その辺を体制づくりをどうやっていけばいいのかっていうところにも、アドバイスが入るような計画になるといいのかなというふうな意見が出されました。大体このぐらい、その他にいろんな地域の課題がこう出てきたりしたんですが、一応計画に関する御意見ということでこういったところでまとめました。

はい。ありがとうございます。

(拍手)

#### ○佐藤会長

では、よろしいですかね。

#### ○中村構成員（Bグループ）

それでは、行政チームに対抗しまして民間チームの発表をいたします。何となくバランス的にそうだったかなと思いましたので、出た意見がやっぱりそれっぽい感じになりました。こちらの方ではです、全体的な感覚としての話としては、やはりです、このせっかくでできる計画をもう少し住民一人一人に対して届ける工夫が必要なんではないか。やってる人だけではなくて、この計画の根幹は県民一人一人にということがあったという、あるという

ことですので、そこをもう少し届けられるようにしてはどうかっていうお話がありました。

それから役割の中でですね、NPOの役割とか、社協の役割とか、行政の役割とかっていうその役割を分ける中で、NPOボランティアというふうと一緒になっていたり、一緒にたっているのか、なっていれば、NPO法人でも事業をやっている事業実施主体のNPO法人があります。そうすると社会福祉サービスをやっているという区分になった方が、やってみる側も理解しやすいでしょうし、まわりもわかりやすい。もちろん職業といいますか、企業さんでも、まさにそれを社会福祉サービスをやっている企業さんもあるので、そういった役割ももう少し、今大枠ですので、それはもう少し、細分化といいますか、区分けをもう少しわかりやすくしてもらえればいいのかという話がされました。

あとはですね、町内会だとか、婦人会だとかという団体さん、PTAさんと個別のそういう団体さんからの話にはなるんですけども、やはり民生委員児童委員さんへの負担感はずごく大きくなっている。社会の課題の複雑化だとか、社会生活、自分たちの生活様式の変化だとかそういった中で、複雑化してる中で負担感を低減していくための仕組みだったり、担い手の確保だったりっていうもので、町内会としてはそこに民生委員さんの負担を減らすために部会をですね、立ち上げて、町内会、地域全体で見る仕組みを作っているというような話もありますので、そういったところをもう少し社協さんだとか、市町の方々と連携できるような、そういったことも、アドバイスできたりそういうところを出していけるような計画の建付けもあっていいのかということがありました。

それからもう一つ、今回は空白ではあるんですけども、困難を抱える女性というキーワードがしっかりこう明記されたっていうことは、未来が明るい計画になるのではないかという話を寄せられたのですね。ここの内容を埋めるということが重要ということなんでここに期待したいと。これから計画を作っていく際に、期待をしたいということでございます。

あとはですね、働いている方が、福祉活動・ボランティア活動にもう少し参画できるような、何て言うんでしょう、理解促進、職業域への理解促進も含めた取り組みを、もう計画の中に盛り込んでいただいていると、担い手が足りないと言われてる部分に、少しでも補いができるのかなというようなお話でございます。

せっかく立派な計画冊子ができておりますので、これをどうやって広めていくかっていうのは、この計画に書くわけではないものではありますけれども、でき上がった後どうしていくかっていうことも含めて、御検討していただけると良いのかなというお話でまとめたのですが、よろしいですか。

補足ありませんか。

ありがとうございます。

(拍手)

#### ○佐藤会長

よくグループ分けの意図を理解してくださって。どうしてもなんか分散しちゃうかなと思ったので、それぞれちょっと異なるタイプのグループに作ってしまえと思ってちょっと振り分けっていうなことを、意図が実はございました。ありがとうございました。

今の両グループから出てきた意見、あるいは内容について事務局から何か御回答することはありますか。

#### ○地域福祉課特命課長

様々御意見いただきましてありがとうございました。まとめていただく前の段階でも様々な議論がなされたのではないかなというふうに思います。

もしよろしければですね、今回皆様のメールにいろいろと情報提供させていただいてると

ころもありますので、個別に、いや、こういったことを言いたかったんだけどなっていうところがあれば、私の方にメール送っていただければありがたいと思います。

いくつかちょっとコメントを返しておいたほうがいいかなと思うことについては、個別の福祉サービスの個別の部分ですね、内容については、どうしても実際のその所管している部署の計画であるとか、様々な事業方針等がありますので、その辺りと整合性を図りながらですね、例えば自殺の子どもとか女性の部分とか最近多くなっているというふうに言われている部分でもございますが、現在の自殺対策のですね、自殺防止対策のアクションプランというのを作ってましたので、その中での記載と整合性を図っていくという、計画としてのそういう性質もございますので、その辺りは今後の最終案に向けてより精査していく部分になりますので、担当課の方と調整を進めさせていただきたいと思います。

また、その他の様々な部分で御意見をいただいたところではあるんですが、実は第1回の協議会の時にですね、県民アンケートをお配りした時にですね、少しコメントしたんですが、この計画の認知度が低いと、あまり認知されていないっていうところでアンケート結果が出てきたということがございまして、また具体的にはっきりはしてないんですが、先ほど少しお話を差し上げましたが、その計画策定後、この冊子とか概要版の配布とかですね。そのあたりですねちょっとどういった内容を盛り込むのかとかですね、あとはまた市町村を通じて県民の皆様に周知を図る中でどういったものが必要なっていうあたりについてはですね、ここが大事だなというふうに感じてる部分で、今日ちょうど御意見いただきましたので、私の役割とすれば、まず計画作んなきゃいけないので、それは頑張って今年前に対応いたしますが、ちょっと次年度の持ち越しにはなりますけれども、そのあたりについては引き続き検討を進めて参りたいと思います。

はい。以上です。ありがとうございます。

#### ○佐藤会長

ここまでで（1）の内容っていうのは、一旦閉じさせていただければと思います。皆さんいろんな意見を出していただいてありがとうございます。ではですね、議事の（2）、その他ということで事務局から説明をお願いいたします。

#### ○地域福祉課特命課長

はい。その他といたしまして、皆様の本日、机上にお配りした資料でございますでしょうか。一番最後にですね、構成員の皆様へのお願いということでですね、実践事例の紹介についてのお願いのシートをお渡ししておりました。第3期計画の冊子を前回お配りしましたが、その中で御覧になっていただいた方もいらっしゃると思いますが、県内での様々な取り組みについて、コラム形式でですね、実践活動について紹介してございます。今回ですね、第4期計画、様々な項目増やした部分もございますので、改めてですね、様々な事業について情報を集めたいと考えてございます。そこで、皆様から自薦他薦問わずですね、幅広く御紹介いただきたいということでのお願いです。

一つお願いとしてはですね、先進的な取り組みってのはとても大事で、それを横展開させていくというのは行政の役割でもあるんですが、あえてなんです、長年にわたって地域に根づいている活動、当たり前すぎて気づかないような、活動というのも多分いっぱいあるんだろうなと思います。多分その活動ってすごく力がある活動で、それこそやっぱりいろんな地域に展開させていくことができるのではないかなと思っています。なので、繰り返しになりますが、先進的な取り組みはもとより、今地域で根づいている活動も含めまして、あるいは昔ちょっと紹介されたかもしれないし、昔は見たんだけど、今、最近触れられてないような活動も含めてですね、是非お寄せいただけるとありがたいです。

何とか最終案には間に合わせたいと思っておりました。年末のお忙しい時期になりますが、当面ですね、12月8日金曜日あたりを目途にですね、情報をお寄せいただけるとありがたいです。できればシート1枚に1事例という形でお願ひできればなと思っております。このシートをコピーしてお使いいただくか、あと、この協議会の後にこの様式を皆様のところにまたメールでお送りしますので、そちらをご利用いただければと思います。

なので、またいろいろ皆様から、先ほども御意見いただきましたが、そういった御意見を実際に実践されているような団体とかありましたら、その辺りを含めていただけると、より県民の皆様にも伝わりやすい内容にしていけるかなというふうに考えてございますので、お忙しいところ恐縮でございますが御協力いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

#### ○佐藤会長

はい。ただいまの説明に対して、御意見御質問等ございましたらお時間取りますがいかがでしょうか。

よろしいですかね。

ちょっと私、もう、もうじゃないですね、地域福祉学会っていうところに入っていて、ちょっとそこの役員してるんですけども、その際にも、今、多分そのいろんな都道府県に、目立ってはないけどすごくキラッと光るであるとか、あるいはすごく力強い活動があると思うというふうに会長からは言われていて、そういったところを是非皆さん発見したり関わる中で、関係性を強めていってもらえると学会のためにもなるんじゃないかっていうようなことも実際に言われておりましたので、多分この計画についても、すごく重要なところなんだろうなと思ひながら、私も聞いていたところでございます。

何かですね、皆さんの中で紹介したい事例がありましたら、事務局まで御報告いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の議題、議事は以上になります。みなさんの御協力によりスムーズな議事進行を行うことができましたことに、御礼を申し上げたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

## 4 その他

#### ○地域福祉課特命課長

はい。それでは、長い時間にわたりまして、佐藤会長、御進行をいただきまして、大変ありがとうございました。

次第の4でございますが、その他でございます。構成員の皆様から、この際、ここで皆様になにか発言しておきたいということございましたらば、お願ひしたいんですが、ありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

## 5 閉会

#### ○地域福祉課総括課長

それでは、予定しております内容は以上でございますが、最後に野原部長から一言申し上げます。

#### ○企画理事県保健福祉部長

本日はどうもありがとうございました。佐藤会長、本当にこの90分で、すごく密度の濃い

内容をまとめていただきましてありがとうございます。県の審議会で、このようなグループワークするっていう事例はほとんどなくて、この会ぐらいじゃないかと思います。佐藤会長のアイディアで、昨年度もこのような形で進めていただいて、今日もこのようになることが前提で、みなさんもさっと移動されて、もう意見も事前にきちっとまとめられて、本当に、発表いただきまして、多分、短い時間で全員が発言されて、2ラウンド目まで意見いただけるような、密度の濃い会はなかなかなくてですね、ちょっと素晴らしい会だったと思います。

御覧のとおり、皆さん、今日ディスカッションして、意識されたと思うんですけども、この地域福祉支援計画ってすごく難しい、様々な福祉課題を網羅していますので、地域福祉っていうアプローチの中で、様々な福祉課題をどうするかっていうふうな計画で、一方でもう、すごく理念的、基本方針、ここに書いてある基本理念、基本方針で、個別の事業とか、あれっていうのは個別計画で、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の各プランがありますので、そこで事業完了していくっていうふうな組み立てになっています。ただ、その、県である程度方向性を定める、そうして市町村がこの県の計画をもとに市町村計画を策定しますので、岩手県の課題として、ある程度市町村と県、共有をして、全体としての方向性に向かわせていくという意味では、非常に重要な計画であると考えております。基本理念も、皆さんに見ていただいているように、「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会」、これは、いわて県民計画の理念と全くほとんど一緒の理念でありまして、そういう意味ではこの計画推進があって事業につながっていく。あとはこの計画をどうやって県民の方々に届けて行くかということは、これはなかなか、我々行政にとっても、永遠のテーマでもありまして。今、都道府県ではかなり計画を作ってまして、実は今年、計画策定年で、20個ぐらい、計画作ってるんですけど、今日、地域福祉支援計画が60ページぐらいですが、保健医療計画ですと450ページぐらいのもので、ちょっとものすごいボリュームとなっております。今、法律で疾病別とか課題別で都道府県計画を作りなさい、医療とか含め様々な課題で、都道府県計画を作って事業を進めて行く仕組みになってきているんですけども、計画のエッセンスといいますか、こういう計画作って、こういうふうに県でも取り組み進めますよって。これ、すべてね、なかなかどの部分を、県民の皆様にも上手にお伝えしてくるかって、我々も大きなテーマだと思っております。県民計画で定めているものと、この地域福祉支援計画で掲げているものがかなり重複している部分がありますので、県民の幸福のためにこのように寄与していますという形で、うまく我々もお伝えできればと考えております。本日、本当に実り多い会になりました、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。今日いただいた意見をまた踏まえまして、最終案に反映させてまいりたいと考えております。また、2月にも会がありますので、その際にもまたよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

#### ○地域福祉課総括課長

ありがとうございました。本日頂戴いたしました貴重な御意見、また、最後をお願いいたしました事例紹介なども踏まえまして、第4期岩手県地域福祉支援計画の策定を進めて参りたいと考えておりますので、引き続き皆様の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、次回、第3回の協議会は、明年2月7日の水曜日を予定しております。年が明けましたらば、改めて御案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で本日の協議会一切を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)